

若手会員支援

1 はじめに：若手弁護士支援の背景と課題

近年、弁護士を取り巻く環境は、弁護士数の増加と、それに伴う弁護士報酬の低下という構造的な変化により、厳しさを増している。この構造変化は、特に若手弁護士に対し、経済的な基盤の不安定化、専門性の確立の難しさ、過重労働による精神的ストレスの増大といった複合的な課題をもたらしている。経済的な不安定さは、生活への不安や将来への懸念を增幅させ、スキルアップのための研修受講やITツール導入への投資を困難にし、結果としてキャリア形成にも悪影響を及ぼしている。

日弁連および東弁は、法曹界全体の持続可能性と若手弁護士のウェルビーイングを確保するため、これらの課題に対し、多角的かつ統合的なアプローチで支援策を展開している。支援は、経済的側面だけでなく、実務能力向上、キャリア形成、そしてメンタルヘルスといった多角的な視点から行われている。

2 日本弁護士連合会（日弁連）による支援策

日弁連は、全国の弁護士を統括する団体として、個別の弁護士への直接的な支援に加え、弁護士業界全体の構造的課題（地域偏在、国際競争力）を解決しようとする、より戦略的かつ長期的な視点を持った支援策を提供している。

(1) 経済的基盤強化支援

ア、会費減免制度

日弁連は、修習終了後満2年を経過しない会員について、日弁連会費を半額の6,200円（通常は12,400円）とする減免措置を講じている。これにより、登録直後の経済的負担を軽減し、若手弁護士が経済的な不安なくキャリアをスタートできる環境を整備している。

イ、融資制度

独立開業を目指す若手弁護士に対しては、初期投資のハードルを下げる目的とした独立開業支援融資制度も用意している。

(2) キャリア形成、実務能力向上支援

ア、若手チャレンジ基金制度

新65期から76期の会員を対象に、「若手チャレンジ基金制度」を実施している。

2025（令和7）年度で5回目の実施となり、若手会員の多様な自己啓発や先進的な活動を後押ししている。

イ、国際業務参入支援

グローバル化に対応するため、概ね弁護士登録10年以内の会員を対象として、有益と認める団体等が開催する各種国際会議（LAWASIA、IBAなど）に参加する際の大会参加費用を支給する支援を行っている。これにより、若手弁護士の国際的な視野と実務能力

の獲得を後押ししている。

ウ、法律事務所マッチング支援

地方の弁護士過疎地域への就職を促進するため、「若手弁護士のための法律事務所マッチング支援」を実施し、地域偏在の解消と地域貢献を促している。

エ、若手弁護士カンファレンス

若手会員の声を具体的な施策の実現につなげるべく、執行部と若手会員が意見交換を行う「若手弁護士カンファレンス」(若カン) を継続的に開催している。

3 東京弁護士会（東弁）による支援策

東弁は、日弁連の全国的な支援に対し、東京の地域特性と若手弁護士の多様なニーズに即した、より実践的で身近な支援策を独自に展開している。

東弁においては、若手弁護士同士又は事務所外の弁護士との交流が希薄となりがちであること、専門分野に特化した弁護士が増えていること等から、広い視野を身に着けることの重要性が増している。

(1) 実務能力向上とOJT支援

ア、クラス別研修

新規登録会員を対象に、「クラス別研修」を実施している。これにより、実務経験に即した実践的なゼミ形式の研修を年7回行うことで、基礎的な実務スキルを体系的に習得できるよう支援している。

イ、個別案件についての助言制度

修習終了後5年を経過しない若手会員の業務を支援する目的で、若手弁護士の申出に応じて、受任している事件に関し、個別にマンツーマンで助言等を行う助言担当弁護士を配置する制度を設けている。

ウ、OJT研修

経験弁護士による助言、相談を受けながら実践的な経験を積むOJTの機会を提供しており、具体的には「法律相談研修」や「刑事弁護事件研修」などが用意されている。

エ、海外留学資金貸付制度

登録10年以内の会員を対象に、海外での法制度の習熟、諸外国における活動領域の拡大、諸外国の法曹、法曹団体との交流といった目的で海外に赴く際の資金の貸付制度を用意している。

(2) ワークライフバランスとメンタルヘルス支援

ア、出産、育児に伴う会費免除制度

女性会員が出産を予定または出産後1年以内である場合、出産日を基準として4ヶ月分の東弁一般会費の免除を受けることができる。また、子の育児をする会員についても、子の出生日から2年を経過する日の属する月の末日までに申出があった場合、会費免除の対象となる。

イ、研修、会務活動等参加時子ども一時待機場所利用制度

未就学児童を持つ会員が弁護士会館での会務活動や研修等に参加する際、児童の一時待機場所として、会館内の和室を午前9時30分から午後9時まで利用できる制度を提供している。

(3) 交流機会の創出

ア、士業交流会

公認会計士、税理士、司法書士、社会保険労務士等、各分野の専門家を招いた交流イベントを定期的に開催している。専門家同士の連携、協力のあり方等に関するディスカッションや懇親会を通して、若手会員の異業種連携と業務協力の機会を広げている。

イ、若手弁護士が語る会

登録5年目までの会員を対象に、会役員（会長、副会長）と新進会員活動委員会委員を中心とする若手会員がテーマに沿って意見交換を行うイベントを例年実施している

4 結論 今後の東京弁護士会の望むこと

AI技術の進歩により、法律業務の定型的部分が効率化される一方で、依頼者のニーズは高度化し、多様化している。依頼者は迅速かつ合理的な解決を求め、オンラインでの相談や、データに基づく戦略的助言を期待するようになっている。

このような時代においては、単なる法令知識だけではなく、テクノロジーを適切に活用し、倫理的判断を下す能力が求められる。

こうした課題を踏まえ、AI時代を生きていく若手弁護士として、東京弁護士会には次のような事項を期待したい。

第1に、AI時代に対応した研修体制の充実である。単なる技術解説にとどまらず、実務的かつ倫理的な観点を取り入れた体系的研修が必要である。例えば、「AIを用いた契約レビューの演習」や「AI時代の弁護士倫理」など、実務に直結するテーマを設定し、段階的に学べる環境を整備すべきである。

第2に、AI利用に関する倫理指針および支援体制の整備である。弁護士がAIを利用する際のルールや責任範囲を明確化し、実際のトラブル事例を踏まえた「AI利用ガイドライン」や「ケーススタディ集」を整備することが求められる。

第3に、AI時代におけるキャリア形成支援である。AIやデータ法、プライバシー、知的財産といった新たな法領域に挑戦できる環境を整えることが重要である。専門研究会やオンライン勉強会の開催などを通じて、多様なキャリアパスを描けるよう支援することが望まれる。

AIが法律を扱う時代だからこそ、弁護士には「人間としての判断力と共感力」が一層求められる。若手弁護士は、AIに職域を奪われることを恐れるのではなく、AIを用いてより高品質な法的サービスを提供する可能性を見出している。その可能性を現実のものとするためには、弁護士会による後押し不可欠である。

東京弁護士会が、若手弁護士とともにAI時代の新たな法曹像を描き、共に成長する場となることを強く期待するものである。

以上